平成２７年（フ）第２９６号
静岡県三島市谷田・御門・486番地の３　ハイツ御園川102、前住所神奈川県小田原市東町２丁目１番22号
債務者　石原泰一郎
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９９号
静岡県沼津市大岡1244番地の１　コスモハイツ106
債務者　立木　利洋
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
静岡県三島市大宮町２丁目８番５号　サーパスコジー大宮町301、前住所静岡県三島市徳倉４丁目13番14番　飯塚アパート
債務者　眞野　慶子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
愛知県一宮市佐千原字天神75番地　エスパシオ佐千原501号
債務者　梶浦佐代子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９００号
大阪府松原市立部２丁目４番５号
債務者　松下　敏子（旧姓上津）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１０号
堺市堺区向陵中町２丁１番９―303号
債務者　細野　明義
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９２０号
堺市西区鳳中町10丁６番地１　パレス竹ヶ城４Ａ
債務者　石﨑　千絵
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９３２号
大阪府羽曳野市野77番地の１
債務者　清水　久実
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４３６号
大阪府岸和田市荒木町１丁目14番14号
債務者　宇田　良夫
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５０４号
大阪府貝塚市半田178番地１
債務者　大石　　豊
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５２１号
大阪府岸和田市八阪町２丁目９番９―210号、前住所大阪府和泉市鶴山台２丁目２番29―102号
債務者　宮﨑　飛鳥
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５２５号
大阪府泉大津市森町２丁目17番16号、前住所大阪府堺市堺区三宝町５丁276番地22
債務者　神宮司和代（旧姓池口）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３９０号
兵庫県姫路市三左衛門堀西の町45番地　サンザ・デ・ヤシキⅠ―２
債務者　松本　征子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６４０号
広島市南区旭３丁目11番３号
債務者　前田香寿恵
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４９号
広島市安佐南区高取南１丁目１番10―104号
債務者　伊藤　惠介
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６９号
広島市安佐南区西原９丁目17番６―６号
債務者　丸町　祐司
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７００号
広島県廿日市市峠90番地288
債務者　牧野千恵美
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部